平成２４年（フ）第２５４号
千葉県佐倉市王子台１丁目13番地２　スカイハイツ王子台102
債務者　吉崎　一成
１　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部
平成２４年（フ）第１０４号
千葉県君津市中島646番地３
債務者　村松　和美
１　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
千葉地方裁判所木更津支部
平成２４年（フ）第１５７５号
愛知県春日井市岩成台６丁目２番地３　５号棟202号室
債務者　横井　　宏
１　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２４年（フ）第１６５３号
愛知県東海市富木島町内堀14番地の２
債務者　大城るり子
１　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２４年（フ）第１６６１号
名古屋市北区生駒町３丁目54番地の１　ＨＥＲＭＩＴ　ＣＲＡＢ生駒102号
債務者　竹中　梨那
１　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２４年（フ）第４３号
滋賀県長浜市新庄寺町248番地
債務者　草竹美智子
１　決定年月日時　平成24年９月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係
平成２４年（フ）第１５５号
岡山県総社市溝口50番地２
債務者　田中　好枝
１　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成２４年（フ）第１６７号
岡山県井原市大江町3455番地２
債務者　竹好　重人
１　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成２４年（フ）第２０７号
岡山県倉敷市堀南747番地１
債務者　沖　由起子
１　決定年月日時　平成24年９月20日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成２４年（フ）第２２０号
岡山県倉敷市中庄2347番地１　サライ205
債務者　清田　美香（旧姓桑野）
１　決定年月日時　平成24年９月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成２４年（フ）第２２８号
岡山県倉敷市福井135番地４
債務者　坂山　和子
１　決定年月日時　平成24年９月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成２４年（フ）第８６号
岡山県津山市上之町375番地
債務者　西井　明美
１　決定年月日時　平成24年９月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
岡山地方裁判所津山支部
平成２４年（フ）第１１０号
岡山県苫田郡鏡野町香々美899番地１
債務者　竹原まり代
１　決定年月日時　平成24年９月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
岡山地方裁判所津山支部
平成２４年（フ）第３６６号
大分市大字猪野1098番地の７　猪野下
債務者　幸　　浩司
１　決定年月日時　平成24年９月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２４年（フ）第７９５号
東京都八王子市久保山町１丁目23番地９
債務者　山田　祐司
１　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月８日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２４年（フ）第３７９号
静岡県浜松市東区北島町545番地の５、前住所静岡県浜松市南区三島町348番地の12　ヴェルジュＲ101号
債務者　松嶋　一樹
１　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係
平成２４年（フ）第３８２号
静岡県浜松市中区鹿谷町17番15号　アバンダント鹿谷305号、前住所静岡県浜松市北区初生町346番地の21
債務者　小松　　輝（旧姓中村）
１　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係